



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年6月26日

流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

海老原 功一





第 4 号様式

流 山 市 第 1 4 号

令和 元年 6 月 1 4 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 3 1 年 2 月 1 4 日付け、流監第 9 4 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	平成31年2月14日・流監第94号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
経済振興部 流山本町・利根運 河ツーリズム推進 課	指摘 (1)	補助金支出において、明確な支給基準となる例規を定めていなかった。適正な事務手続を行うため、補助金等交付要綱等を制定されたい。	新たに「流山花火大会事業補助金交付要綱」を制定し、令和元年6月14日告示、同日施行しました。 今後は、要綱の定めにより、適正な交付に努めてまいります。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。